## 議案第18号

三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

人 事 記

市民病院の診療体制の充実を図ることを目的に、施設基準に適合する看護職員の定数とその他医療技術職員等の定数を確保するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

平成18年度の診療報酬改定により、看護師1人当たりの入院患者数が7人以下の基準を満たした病院に対し、診療報酬の加算が大きい入院基本料が新たに設定され、市民病院も平成20年7月からその算定を受けている。今後においても地域の中核病院として入院患者数の増加が見込まれるところであるが、育児休業や育児短時間勤務を取得する看護職員が年々増加しており、現行の定数では7対1の確保が困難となってくることから、病院事業に従事する職員の定数を改正しようとするものである。

【関係法令】 地方自治法第172条第3項ほか

【改正内容】 病院事業の事務部局の職員

《現行 ≫ 3 8 5 人 《改正案》 4 1 1 人

【施行期日】 平成25年4月1日